



平成 23 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 ゴールドバック株式会社
代表者名 代表取締役社長 小板橋 貴尚
(JASDAQ・コード2589)
問合せ先 総務部長 近藤 正人
電話番号 03-3780-5648

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 28 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る当社定款の一部変更及び全部取得条項に係る当社定款の一部変更並びに当該変更によって全部取得条項が付された当社の全部取得条項付普通株式(下記「1.②」において定義いたします。以下同じです。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の定める JASDAQ における有価証券上場規程の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 23 年 7 月 3 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 7 月 4 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所が運営する JASDAQ 市場(「JASDAQ 市場」といいます。)において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 23 年 7 月 6 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を、平成 23 年 7 月 7 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.0000046249 株の割合をもって A 種種類株式(下記「1.①」において定義いたします。)を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等

当社は、当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて定款変更案第 6 条の 2 に定める内容のとおり、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.0000046249 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.0000046249 株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社 BAF2（以下「BAF2」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I. 1 種類株式発行に係る定款一部変更について（議案その 1）」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2 全部取得条項に係る定款一部変更について（議案その 2）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 23 年 7 月 7 日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任

いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得について（議案その3）」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付するものです。なお、BAF2以外の各株主様に対して取得対価として交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社手続のうち②の効力発生を条件として、平成23年7月7日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付いたします。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買取り、その代金を端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。この場合のA種種類株式の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に1,641円（BAF2が平成22年12月14日から当社普通株式及び新株予約権に対して行った公開買付けの際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

4. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、大阪証券取引所の定めるJASDAQにおける有価証券上場規程の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成23年7月3日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

5. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成23年6月3日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年6月3日（金）
定款変更に関する公告並びに全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成23年6月3日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成23年7月1日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月4日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（本完全子会社化手続のうち③）に係る基準日	平成23年7月6日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成23年7月7日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成23年7月7日（木）

以上